

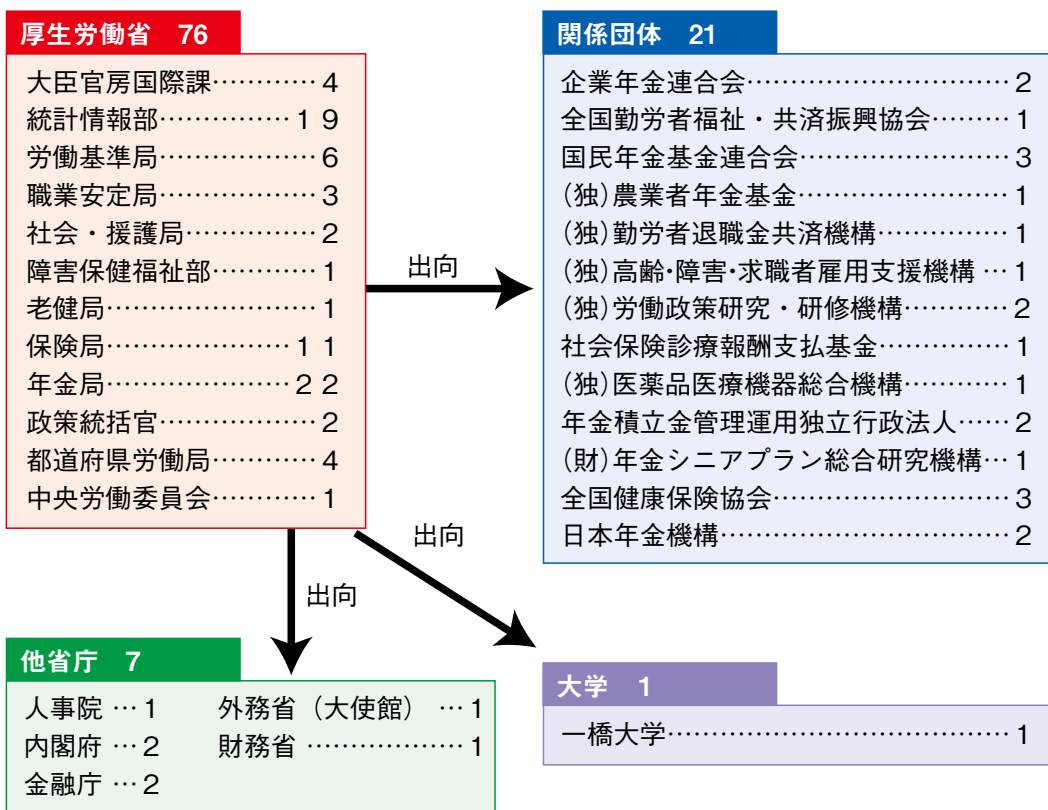
Q1

数理職員として採用されると、どのような部署に配属されるのですか。

A

厚生労働省の数理職は、数理的な素養を必要とする部署はもちろん、適性に応じて様々な部署に配属されています。また、他省庁や関係団体への出向、国際機関への派遣も行われています。

平成24年1月1日現在の厚生労働省数理職員の配置状況は以下のとおりです。
(この配置状況は、あくまでも現況を示したものです。公務部門に期待される役割は、常に変化しており、それとともに、数理職員の活動の場も変わります。)



Q2

配属先はどのように決まるのですか。特定の分野を希望することはできますか。

A

人事管理者が、毎年各職員から配属についての希望を聞き、それをできる限り尊重して配属先を決めていますが、行政官として視野を広げるという意味もあり、概ね2～3年前後の期間で、人事ローテーションを行っており、特定の分野に固定化することなく、様々な分野の業務を経験してキャリアアップを図るシステムをとっています。

Q3 どのような人材を募集しているのですか。

A 業務において、数学や数理学の専門的知識を必要とする場合が多くあるため、国家公務員総合職試験のうち、「数理学・物理・地球科学」で合格した者の中から採用しています。学部生は「大卒程度試験」、大学院生は「院卒者試験」に合格すれば、いずれでも構いません。

なお、例えば数学をとってみても解析、代数、幾何、統計など様々な分野がありますが、大学（院）における専攻分野に関して、特段の指定はありません。社会経済の複雑な現象について、その本質を的確に捉えるために必要な分析力やモデル構築能力を持った人材を期待しています。しかし、なによりも大切なのは、厚生労働施策に取り組む意欲や人を思いやる心です。

Q4 数理職として仕事をしていく上で、どのような知識・能力が必要ですか。

A 一般的な社会・経済に関する知識、統計に関する知識、情報処理やプログラミングに関する知識、年金数理や保険数理に関する知識、プレゼンテーション能力、語学能力、・・・など、様々な知識や高度な能力があればあるほど好ましいことは確かです。ただし、仕事をする上で必要となる知識や能力は、多くは実際に業務に携わる中で身につけていくものであり、採用前に全てを備えている必要はありません。

Q5 採用後に研修がありますか。

A 行政官として最低限必要な知識や技能を習得する目的で、入省直後の約3ヶ月間に初任者研修等があり、その後も語学研修などが行われます。

厚生労働省の数理職として必要となる専門的な知識や技能に関しては、特別な研修プログラムはありませんが、通常は入省直後に、他に数理職の先輩がいる職場に配属されますので、その先輩の指導を受けながら、スキルアップを図っていくことになります。

Q6 毎年の採用数はどのくらいですか。

A 厚生労働省の前身である厚生省・労働省の頃から数理職員を継続して採用してきました。その人数推移は次のとおりです。

(過去の採用状況)

採用年度	17	18	19	20	21	22	23	24 (予定)
採用数	4	3	4	4	4	4	3	4

Q7 勤務地はどこですか。転勤はありますか。

A 東京都23区内での勤務がほとんどで、その多くが霞が関にある本省での勤務ですが、2年程度の期間で首都圏以外の地域や海外に赴任することもあります。

Q8 女性の職員はいますか。

A 現在、数理職員には6名の女性がいます。
採用、業務内容、昇進等々、どんなことに関しても、性別の違いによる有利・不利はありません。また、数理職の女性で、これまで結婚・出産を機に仕事を辞めた人はいませんし、私たちの職場には、女性が働く上で障害となるような壁はないと考えています。
人数が少ない理由は、そもそも数理系の学科で学ぶ女性が少ないこともあり、近年、女性の試験合格者も少なくなっています。まずは、公務員試験の積極的な受験をお待ちしております。
厚生労働行政に関心のある女性の方は、是非、就職先の選択肢の一つとして検討してみてください。

Q9 どうすれば、厚生労働省に入省することができるのでしょうか。

A まずは、国家公務員総合職試験を「数理科学・物理・地球科学」で受験してください。
試験問題は選択形式になっているので、大学で数学や数理科学系の専攻をしていれば、選択可能な問題があります。
平成24年度からは、従来の国家I種試験がなくなり、総合職試験として、「院卒者試験」と「大卒程度試験」に別れましたので、受験者にとっては、従来よりもチャンスが広がる可能性があります。
国家公務員試験の合格発表後は、当省に興味のある合格者の方には、いわゆる「官庁訪問」を行っていただき、当省の複数の職員と面談をしていただきます。面談では、当方から業務の内容や勤務条件等について説明を行うとともに、当省での採用を希望する方からは、興味・関心事項や志望理由などを聞かせていただきます。この面談を経た後、採用予定者を決定し、原則として翌年の4月に採用をしています。
官庁訪問の詳細については、5～6月頃に、当省のウェブサイト（URLは<http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo>）にて掲載するほか、巻末の問い合わせ先においても案内します。
なお、国家公務員総合職試験には、大学院に進学する場合には採用年度を延期できる仕組みがありますが、過年度合格者についても、官庁訪問の開始時期は当年度合格者と同時期としています。

Q10 公務員試験についての情報は、どこで得られますか。

A 人事院のウェブサイト「国家公務員試験採用情報NAVI」に掲載されています。
(URLは<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>)
平成24年度国家公務員総合職試験の日程(平成24年1月時点での予定)は次のようになっています。
(申込受付期間が限られていますので、ご注意ください。)

			(〔 〕内は平成23年度の日程)
申込受付期間	4月 2日(月)～4月 9日(月)	[4月 1日(金)～4月 8日(金)]	
※ インターネット申込み			
第1次試験日	4月29日(日)	[5月 1日(日)]	
第2次試験日(筆記)	5月27日(日)	[5月22日(日)]	
第2次試験日(人物)	5月29日(火)～6月15日(金)	[5月26日(木)～6月10日(金)]	
最終合格者発表日	6月25日(月)	[6月20日(月)]	